



會計検査院官制 秘

大隈

1288



114  
A 2641



會計検査院官制

第一章 總則

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸

シ各省ニ對シテ特立ノ地位ヲ有

ス

大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

第二條 會計検査院ハ官金ノ收支

官有物ノ増減及國債ノ管理ニ関

スル計算ヲ検査確定シテ財政ヲ

監査ス

第三條 會計検査院ノ検査ヲ正又

クヘキモノ左ノ如シ

一 官廳及官立諸設置ニ係ル  
收支決算

二 官ヨリ補助金ヲ下付シ又  
ハ特約保證ヲ與フル團體  
及公私立諸設置ノ決算但  
検査上特別ノ規約アルモ

三 ノハ此限ニアラス  
法律勅令ニ依リ特ニ會計

検査院ノ検査ニ属セラレ  
タル決算  
官有物ノ決算

第四條 會計検査院ハ各官廳中一

部ニ属スル會計ノ検査及責任解  
除ヲ其廳ニ委託スルコトヲ得但  
其検査ノ成績ハ該廳ヲシテ之ヲ  
會計検査院ニ報告セシムヘシ  
前項委託中ト雖會計検査院ハ監  
督ノ為メ其所管廳ヲシテ臨時ニ  
決算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ  
行フヘシ

第五條 會計検査院ハ各年度ハ會

計検査ノ成績ヲ上奏シ且其成績

ニ就テ國家ノ目的ヲ増進スル為

ニ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要

トスヘキ事項アリト認ムルトキ

ハ併テ意見ヲ上奏スヘシ

第六條 會計検査院ハ決算書及計  
算證明書ノ書式并其提出及推問  
ニ對スル答辯ノ期限ヲ定メ之ヲ  
通示ス

第七條 會計検査院ハ政府ノ收入  
及支出ニ関スル規則ヲ定メ及其  
既定ノ規則ヲ改正又ハ説明スル  
所ノ各省ノ命令ニ付發布ノ際其  
通知ヲ受ク  
會計検査院ハ金庫ノ出納及簿記  
上ニ関スル各省ノ命令ニ付其發布  
前協議ヲ受ケ且意見アルトキハ  
之ヲ陳述スルコトヲ得



第八條 會計検査院ハ會計ニ関ス  
ル帝國議會ノ決議ニ付内閣ヨリ  
其通知ヲ受ク

第九條

會計検査院ハ帝國議會ニ

提出ス一キヲ毎季左ノ報告各  
ヲ作リ内閣ニ提出ス一三

一 總決算書及各省決算報告

書ノ金額ハ金庫ノ計箋ト符  
合スルヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徴収歳出ノ使

用方法官有物ノ得有賣買讓  
與及利用方法ハ各其豫算及  
法律勅令ニ違フコトナキヤ

否ヤ

三 豫美超過又ハ豫美外ノ支  
出ニシテ議會ノ承認ヲ要ス  
ルモノナキヤ否ヤ

第十條

會計検査院ノ議事ハ會議

員ノ多数議ニ從テ決ス可否同數

ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十一條 左ノ場合ニ於テハ總會

議ヲ以テ議決ス

- 一 第五條ノ上奏ヲナストキ
- 二 政府ヨリ帝國議會ニ提出スヘキ報告書ヲ確定スルトキ
- 三 天皇ノ下向又ハ各省大臣ノ協議ニ答フルトキ
- 四 検査ノ事務及會計ノ證明

スル式規ヲ定メ又ハ之ヲ改

正スルトキ

五 其他院長ニ於テ總會議ニ

付スルノ必要アリト認メタ

ルトキ

第十二條 検査上ニ關スル規定ハ

別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 組織

第十三條 會計検査院ハ院長一名

部長三名検査官十二名検査官

補二十四名ヲ以テ組織ス

第十四條 會計検査院ニ三部ヲ置

キ各部ニ部長一名検査官四名ヲ  
置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム

第十五條 院長ハ院中ノ事務ヲ總  
理シ總會議ニ於テ其議長トナル



第十六條 部長ハ部中ノ事務ヲ總  
理シ部會議ニ於テ其議長トナル  
院長事務アルトキハ上席ノ部長  
其代理ヲナス

第十七條 検査官ハ各部ニ属シ會  
計検査ノ事務ヲ分掌ス  
部長事故アルトキハ部中上席ノ  
検査官其代理ヲナス

第十八條 検査官補ハ各部ニ属シ  
検査報告ノ事務ヲ分掌ス

第十九條 院長、勅任部長、勅任  
又、奏任検査官、奏任一等乃至  
四等トシ検査官補、奏任五等六  
等トス

第二十條 會計検査官、刑事裁判  
若クハ懲戒裁判ニ依ルニアラサ  
レハ其意ニ及シテ退官又ハ懲罰  
ヲ受クルコトナシ

第二十一條 父子兄弟及舅婚ハ同  
時ニ會計検査官トナルコトヲ得  
ス

第二十二條 會計検査官、他ノ官  
職ヲ兼テ及帝國議會ノ議員トナ  
ルコトヲ得ル

第三章 検査判決

第二十三條 會計検査院ハ各官廳

ヲシテ検査上必要ナル簿書及報

告ヲ提出セシメ及主任官ノ辯明

ヲ求ムルコト得



第二十四條

會計検査院ハ検査上

必要ト認めル時ハ官吏ヲ派遣シ

金櫃簿書物品及倉庫其他事業

實地検査ヲナスコトヲ得此場合

ニ於テハ豫メ其旨ヲ當該官廳ニ

通知シ該官廳ヨリ主任官吏ヲシ

テ検査ニ立會ヲ為スコトヲ得セ

シムヘシ

第二十五條 會計検査院ハ各會計  
官ノ決算書及證憑書類ヲ検査シ  
其會計正當ナリト判定シタルト  
キハ該官ニ對シ認可状ヲ下付シ  
其責任ヲ解除ス若シ正當ナラス  
トスルトキハ之ヲ推問ニ辯明又  
ハ正誤セシメ又ハ本属長官ニ移  
牒シテ之カ糾治ヲ為サシム

第二十六條 天皇ノ恩赦ニ由ルノ  
外各省大臣ハ當責者ニ辯償ノ責  
ヲ寬免スルコトヲ得ス

第二十七條 會計官其決算書及證  
憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守  
ラサルトキハ會計検査院ハ所屬  
長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ要求  
スルコトヲ得

第二十八條 機密費ニ係ル計算ハ  
會計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限  
アラズ

第二十九條 計算検査ノ結果ハ總

テ會議ニ於テ判定ス其總會議ニ

於テスルト部會議ニ於テスルト

ハ會計検査院長ノ定ムル所ニ據

ル

第三十條 會計検査院の認可状下  
付、後ト虽下付ノ日ヨリ五ヶ年  
以内ニ於テハ會計官吏ヨリ之ヲ  
請求スルカ又ハ計算書ノ誤認脱  
漏ニ重記載等ノ廢ヲ發見シタル  
トキハ再審ヲナスコトヲ得  
但詐偽ノ證據ヲ提出シタル事實  
ヲ發見シタルトキハ五ヶ年後ト  
虽再審ヲナスコトヲ得





